

福岡県公報

平成二十四年十二月二十八日
第三千四百五十八号
増刊 ①

目次

○福岡県議会等に出頭する証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	(議会事務局議事課)	三
○福岡県議会等に出頭する証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	三
○福岡県森林環境税条例の一部を改正する条例	(税務課)	四
○福岡県防災会議条例及び福岡県災害対策本部条例の一部を改正する条例	(防災企画課)	四
○社会福祉施設等の運営等から暴力団関係者の排除を図るための関係条例の整備に関する条例	(生活安全課)	五
○福岡県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例	(医療保険課)	九
○福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例	(障害者福祉課)	十
○議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例等の一部を改正する条例	(障害者福祉課)	十
○福岡県障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例	(障害者福祉課)	十一
○水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例	(環境保全課)	十二
○福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例	(建築都市総務課)	十三

○福岡県営住宅条例の一部を改正する条例

(県営住宅課) …………… 十八

公布された条例のあらまし

◇福岡県議会委員会条例の一部を改正する条例

(議会事務局議事課)

1 地方自治法の一部を改正する法律が制定され、委員の選任その他委員会に関し必要な事項については条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めるとともに、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する日から施行することとした。

◇福岡県議会等に出頭する証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(総務部人事課)

1 地方自治法の一部を改正する法律の制定により、議会が本会議において公聴会の開催及び参考人の出頭を求めることができるものとされたこと等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は地方自治法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する日から施行することとした。

◇福岡県森林環境税条例の一部を改正する条例

(総務部税務課)

1 福岡県森林環境税条例の規定に基づき、当該条例の施行後五年を目途として、条例の施行の状況等を勘案し、当該条例の規定について検討を加えた結果を踏まえ、必要な措置を講ずることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県防災会議条例及び福岡県災害対策本部条例の一部を改正する条例

(総務部防災危機管理局防災企画課)

1 災害対策基本法の一部を改正する法律の制定に伴い、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される福岡県防災会議の委員の定数の上限を定める等、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇社会福祉施設等の運営等から暴力団関係者の排除を図るための関係条例の整備に関する条例

(新社会推進部生活安全課)

1 暴力団が県民生活に多大な脅威を与えている本県の現状に鑑み、暴力団による県民の社会経済活動への介入を阻止し、各法律に基づき実施する事業の健全な発達を図るため、社会福祉施設等の運営から暴力団関係者を排除する等、関係条例の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部医療保険課)

1 国民健康保険法の一部を改正する法律の制定により、都道府県調整交付金の割合が変更されたことに伴い、定率交付金及び財政健全化交付金の総額に係る割合を変更するほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、第五条を第六条とし、第四条の次に一条を加える改正規定は、平成二十七年四月一日から施行することとした。
二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(福祉労働部障害者福祉課)

1 福岡県身体障害者授産指導所及び福岡県身体障害者リハビリテーションセンターについて、身体障害者以外の障害者に対しても障害福祉サービス等を提供している実態に鑑み、施設の名称等を改めるほか、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例等の所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十五年四月一日から施行することとした。ただし、第三条の規定は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

◇議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例等の一部を改正する条例

(福祉労働部障害者福祉課)

1 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例等の規定を整理することとした。

2 この条例は、平成二十五年四月一日から施行することとした。ただし、第二条の規定は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

◇福岡県障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

(福祉労働部障害者福祉課)

1 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の制定による児童福祉法の一部改正により、基準該当所支援の事業の人員、設備及び運営の基準について、厚生労働省令で定める基準を参酌するなどして条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めるとともに、暴力団による県民の社会経済活動への介入を阻止し、事業の健全な発達を図るため、障害児通所支援の事業等の運営から暴力団関係者を排除する等、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例

(環境部環境保全課)

1 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

(建築都市部建築都市総務課)

1 都市の低炭素化の促進に関する法律の制定に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料等について定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県営住宅条例の一部を改正する条例

(建築都市部県営住宅課)

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に
関する法律の制定による公営住宅法の一部改正により、県が事業主体である県営住宅
の整備基準及び入居者資格のうち入居収入基準について条例で定めることとされたこ
と等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、平成二十五年四月一日から施行することとした。
二 所要の経過措置を設けることとした。

条 例

福岡県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第七十号

福岡県議会委員会条例の一部を改正する条例

福岡県議会委員会条例(昭和三十一年福岡県条例第三十四号)の一部を次のように改
正する。

第一条中「人員」を「委員の定数」に、「所管」を「所管事項」に改める。

第三条第一項中「諮つて」を「諮つて」に、「但し」を「ただし」に改め、同条中第
二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

第四条第一項中「常任委員会」を「常任委員」に、「議会運営委員会の委員」を「議
会運営委員」に、「但し」を「ただし」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(特別委員の在任期間)

第四条の二 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在
任する。

第七条(見出しを含む。)中「はじめて」を「初めて」に改める。

第九条第一項中「その職務」を「、その職務」に改める。

第十一条の見出しを「(委員会の開閉)」に改め、同条中「但し」を「ただし」に、
「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十三条第一項中「但し」を「ただし」に改め、同条第四項中「あつた」を「あつた
」に、「外」を「ほか」に改める。

第十四条中「かわらず」を「関わらず」に改める。

第十五条中「聞く」を「聴く」に改める。

第十八条中「但し」を「ただし」に、「あつた」を「あつた」に改める。

第二十条第一項中「為」を「ため」に、同条第二項中「くじ」を「くじ」に改め
る。

第二十二條第二項中「日時及び場所、意見」を「日時、場所及び意見」に、「聞こう
」を「聴こう」に改める。

第二十三条中「意見」を「意見」に、「聞こう」を「聴こう」に、「この旨」を「
その旨」に改める。

第二十六條第二項中「不穩当の」を「不穩当な」に、「あつた」を「あつた」に、「
又は退場」を「、又は退場」に改める。

第二十七条中「但し」を「ただし」に改める。

第二十八條の二第二項中「聞こう」を「聴こう」に改める。

第二十九条中「但し」を「ただし」に改める。

第三十条及び第三十一条中「外」を「ほか」に改める。

別表中「人員」を「定数」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第七十二号)附則
第一条ただし書に規定する日から施行する。

福岡県議会等に出頭する証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をこ
こに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第七十一号

福岡県議会等に出頭する証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

第一条 福岡県議会等に出頭する証人等の費用弁償に関する条例（昭和二十七年福岡県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第百条第一項」を「第百条第一項後段」に改め、同条第二号中「第百十条第五項」の下に「並びに第百十五条の第二項」を加え、「又は特別委員会」を「若しくは特別委員会又は議会」に改め、同条第十五号中「第百十条第五項」の下に「並びに第百十五条の第二項」を加え、「又は特別委員会」を「若しくは特別委員会又は議会」に改める。

第二条 福岡県議会等に出頭する証人等の費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第百九条第五項、第百九条の二第五項及び第百十条第五項並びに第百十五条の二第一項の規定により議会の常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会又は議会」を「第百十五条の二第一項（同法第百九条第五項において準用する場合を含む。）の規定により議会又は委員会」に改め、同条第十五号中「第百九条第六項、第百九条の二第五項及び第百十条第五項並びに第百十五条の二第二項の規定により議会の常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会又は議会」を「第百十五条の二第二項（同法第百九条第五項において準用する場合を含む。）の規定により議会又は委員会」に改める。

附則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十二号）附則第一条ただし書に規定する日から施行する。

福岡県森林環境税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第七十二号

福岡県森林環境税条例の一部を改正する条例

福岡県森林環境税条例（平成十八年福岡県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「五年」を「十年」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県防災会議条例及び福岡県災害対策本部条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第七十三号

福岡県防災会議条例及び福岡県災害対策本部条例の一部を改正する条例

（福岡県防災会議条例の一部改正）

第一条 福岡県防災会議条例（昭和三十七年福岡県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「並びに」を「、」に改め、「職員のうちから任命される委員」の下に「並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員」を、「二十一人以上」の下に「五人以内」を加え、同条第二項中「並びに」を「、」に改め、「職員のうちから任命される委員」の下に「並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員」を加える。

（福岡県災害対策本部条例の一部改正）

第二条 福岡県災害対策本部条例（昭和三十七年福岡県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十三条第七項」を「第二十三条第八項」に改め、「福岡県災害対策本部」の下に（以下「災害対策本部」という。）を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

社会福祉施設等の運営等から暴力団関係者の排除を図るための関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

福岡県条例第七十四号

福岡県知事 小川 洋

社会福祉施設等の運営等から暴力団関係者の排除を図るための関係条例の整備に関する条例

(福岡県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年福岡県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条の次に次の一条を加える。

(暴力団関係者の排除)

第二十一条 婦人保護施設は、その運営について、暴力団関係者の支配を受けてはならない。

2 施設長は、暴力団関係者であってはならない。

3 前二項の「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)次号において「暴力団対策法」という。(第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号及び次号において単に「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者

二 暴力団対策法第二条第二号に規定する暴力団又は暴力団員がその事業活動を支配する者

三 福岡県暴力団排除条例(平成二十一年福岡県条例第五十九号)第十五条第二項、第十七条の三、第十九条第二項又は第二十条第二項の規定に違反した者で、同条例第二十三条第一項の規定により、同条例第二十二条の勧告に従わなかつた旨を公表された日から起算して二年を経過しないもの

四 福岡県暴力団排除条例第二十五条第一項第三号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しないもの

五 法人でその役員のうちに、第一号、第三号又は前号のいずれかに該当する者があるもの

(福岡県養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームの設備及び運営の

基準に関する条例の一部改正)

第二条 福岡県養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年福岡県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

(暴力団関係者の排除)

第六条の二 養護老人ホームは、その運営について、暴力団関係者の支配を受けてはならない。

2 養護老人ホームの長は、暴力団関係者であってはならない。

3 前二項の「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)次号において「暴力団対策法」という。(第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号及び次号において単に「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者

二 暴力団対策法第二条第二号に規定する暴力団又は暴力団員がその事業活動を支配する者

三 福岡県暴力団排除条例(平成二十一年福岡県条例第五十九号)第十五条第二項、第十七条の三、第十九条第二項又は第二十条第二項の規定に違反した者で、同条例第二十三条第一項の規定により、同条例第二十二条の勧告に従わなかつた旨を公表された日から起算して二年を経過しないもの

四 福岡県暴力団排除条例第二十五条第一項第三号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しないもの

五 法人でその役員のうちに、第一号、第三号又は前号のいずれかに該当する者があるもの

(福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第三条 福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成

二十四年福岡県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。
 第六条の次に次の一条を加える。

(暴力団関係者の排除)

第六条の二 指定居宅サービス等の事業を行う事業所は、その運営について、暴力団関係者の支配を受けてはならない。

2 指定居宅サービス等の事業を行う事業所における介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第三十五条の四に規定する使用人は、暴力団関係者であつてはならない。

3 前二項の「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴力団対策法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下単に「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
- 二 暴力団対策法第二条第二号に規定する暴力団(以下単に「暴力団」という。)又は暴力団員がその事業活動を支配する者
- 三 福岡県暴力団排除条例(平成二十一年福岡県条例第五十九号)第十五条第二項、第十七条の三、第十九条第二項又は第二十条第二項の規定に違反した者で、同条例第二十三条第一項の規定により、同条例第二十二條の勧告に従わなかつた旨を公表された日から起算して二年を経過しないもの
- 四 福岡県暴力団排除条例第二十五条第一項第三号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しないもの
- 五 法人でその役員のうち、第一号、第三号又は前号のいずれかに該当する者があるもの

第十二条中「及び第六条」を「、第六条及び第六条の二」に、「読み替える」を「、第六条の二第一項中「指定居宅サービス等の事業を行う事業所」とあるのは「指定介護老人福祉施設」と、同条第二項中「指定居宅サービス等の事業を行う事業所における介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第三十五条の四に規定する使用人」とあるのは「指定介護老人福祉施設の管理者」と読み替える」に改める。

第十七条中「及び第六条」を「、第六条及び第六条の二」に、「読み替える」を「

、第六条の二第一項中「指定居宅サービス等の事業を行う事業所」とあるのは「介護老人保健施設」と、同条第二項中「指定居宅サービス等の事業を行う事業所における介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第三十五条の四に規定する使用人」とあるのは「介護老人保健施設の管理者」と読み替える」に改める。

第二十一条中「及び第六条」を「、第六条及び第六条の二」に、「読み替える」を「、第六条の二中「指定居宅サービス等」とあるのは「指定介護予防サービス等」と読み替える」に改める。

第二十六条中「及び第六条」を「、第六条及び第六条の二」に、「読み替える」を「、第六条の二第一項中「指定居宅サービス等の事業を行う事業所」とあるのは「指定介護療養型医療施設」と、同条第二項中「指定居宅サービス等の事業を行う事業所における介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第三十五条の四に規定する使用人」とあるのは「指定介護療養型医療施設の管理者」と読み替える」に改める。

第二十八条を次のように改める。

第二十八条 法第七十条第二項第一号(法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人(次に掲げる法人を除く。)である者とする。

- 一 その役員等の中に、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者がある法人
- 二 暴力団又は暴力団員がその事業活動を支配する法人
- 三 福岡県暴力団排除条例第十五条第二項、第十七条の三、第十九条第二項又は第二十条第二項の規定に違反した法人で、同条例第二十三条第一項の規定により、同条例第二十二條の勧告に従わなかつた旨を公表された日から起算して二年を経過しないもの
- 四 その役員等の中に、福岡県暴力団排除条例第十五条第二項、第十七条の三、第十九条第二項又は第二十条第二項の規定に違反した者で、同条例第二十三条第一項の規定により、同条例第二十二條の勧告に従わなかつた旨を公表された日から起算して二年を経過しないものがある法人
- 五 福岡県暴力団排除条例第二十五条第一項第三号の規定により罰金の刑に処せられた法人で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から

起算して五年を経過しないもの

六 その役員等のうちに、福岡県暴力団排除条例第二十五条第一項第三号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しないものがある法人

2 前項の規定にかかわらず、病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請の場合における法第七十条第二項第一号（法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、次に掲げる者以外の者とする。

一 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
二 暴力団又は暴力団員がその事業活動を支配する者

三 福岡県暴力団排除条例第十五条第二項、第十七条の三、第十九条第二項又は第二十条第二項の規定に違反した者で、同条例第二十三条第一項の規定により、同条例第二十二条の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して二年を経過しないもの

四 福岡県暴力団排除条例第二十五条第一項第三号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しないもの

五 法人でその役員等のうちに、第一号、第三号又は前号のいずれかに該当する者があるもの

第二十九条を次のように改める。

第二十九条 法第一百五十五条の二第二項第一号（法第一百五十五条の十一において準用する法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人（前条第一項各号に掲げる法人を除く。）である者とする。

2 前項の規定にかかわらず、病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請の場合における法第一百五十五条の二第二項第一号（法第一百五十五条の十一において準用する法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）の条例で

定める者は、前条第二項各号に掲げる者以外の者とする。

（福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第四条 福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年福岡県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条」を「第二十条の二」に改める。
第二十条の次に次の一条を加える。

（暴力団関係者の排除）

第二十条の二 児童福祉施設は、その運営について、暴力団関係者の支配を受けてはならない。

2 児童福祉施設の長は、暴力団関係者であってはならない。

3 前二項の「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。次号において「暴力団対策法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号及び次号において単に「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

二 暴力団対策法第二条第二号に規定する暴力団又は暴力団員がその事業活動を支配する者

三 福岡県暴力団排除条例（平成二十一年福岡県条例第五十九号）第十五条第二項、第十七条の三、第十九条第二項又は第二十条第二項の規定に違反した者で、同条例第二十三条第一項の規定により、同条例第二十二条の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して二年を経過しないもの

四 福岡県暴力団排除条例第二十五条第一項第三号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しないもの

五 法人でその役員等のうちに、第一号、第三号又は前号のいずれかに該当する者があるもの

（福岡県障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第五条 福岡県障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（

平成二十四年福岡県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。
 第十七条の次に次の一条を加える。

(暴力団関係者の排除)

第十七条の二 指定障害福祉サービスの事業等を行う事業所は、その運営について、暴力団関係者の支配を受けてはならない。
 2 指定障害福祉サービスの事業等を行う事業所の管理者は、暴力団関係者であつてはならない。

3 前二項の「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴力団対策法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下単に「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
- 二 暴力団対策法第二条第二号に規定する暴力団(以下単に「暴力団」という。)又は暴力団員がその事業活動を支配する者

三 福岡県暴力団排除条例(平成二十一年福岡県条例第五十九号)第十五条第二項、第十七条の三、第十九条第二項又は第二十条第二項の規定に違反した者で、同条例第二十三条第一項の規定により、同条例第二十二条の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して二年を経過しないもの

四 福岡県暴力団排除条例第二十五条第一項第三号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しないもの

五 法人でその役員のうち、第一号、第三号又は前号のいずれかに該当する者があるもの

第二十八条、第三十二条、第三十六条、第四十条及び第四十四条中「第十七条」の下に「及び第十七条の二」を加える。

第四十六条を次のように改める。

第四十六条 法第三十六条第三項第一号(法第三十七条第二項、法第三十八条第三項

(法第三十九条第二項及び法第四十一条第四項において準用する場合を含む。)及び法第四十一条第四項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人(次に掲げる法人を除く。)である者とする。

一 その役員等の中に、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者がある法人

二 暴力団又は暴力団員がその事業活動を支配する法人

三 福岡県暴力団排除条例第十五条第二項、第十七条の三、第十九条第二項又は第二十条第二項の規定に違反した法人で、同条例第二十三条第一項の規定により、同条例第二十二条の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して二年を経過しないもの

四 その役員等の中に、福岡県暴力団排除条例第十五条第二項、第十七条の三、第十九条第二項又は第二十条第二項の規定に違反した者で、同条例第二十三条第一項の規定により、同条例第二十二条の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して二年を経過しないものがある法人

五 福岡県暴力団排除条例第二十五条第一項第三号の規定により罰金の刑に処せられた法人で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しないもの

六 その役員等の中に、福岡県暴力団排除条例第二十五条第一項第三号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しないものがある法人

2 前項の規定にかかわらず、療養介護に係る指定又は短期入所(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定の申請の場合における法第三十六条第三項第一号(法第三十七条第二項及び法第四十一条第四項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、次に掲げる者以外の者とする。

- 一 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
- 二 暴力団又は暴力団員がその事業活動を支配する者

三 福岡県暴力団排除条例第十五条第二項、第十七条の三、第十九条第二項又は第二十条第二項の規定に違反した者で、同条例第二十三条第一項の規定により、同条例第二十三条第一項の規定に違反した旨を公表された日から起算して二年を経過しないもの

四 福岡県暴力団排除条例第二十五条第一項第三号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった

日から起算して五年を経過しないもの
五 法人でその役員等のうちに、第一号、第三号又は前号のいずれかに該当する者があるもの

(福岡県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第六条 福岡県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年福岡県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第十二条の二」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

(暴力団関係者の排除)

第十二条の二 保護施設等は、その運営について、暴力団関係者の支配を受けてはならない。

2 保護施設等の長は、暴力団関係者であってはならない。

3 前二項の「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)。

次号において「暴力団対策法」という。(第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号及び次号において単に「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者

二 暴力団対策法第二条第二号に規定する暴力団又は暴力団員がその事業活動を支配する者

三 福岡県暴力団排除条例(平成二十一年福岡県条例第五十九号)第十五条第二項、第十七条の三、第十九条第二項又は第二十条第二項の規定に違反した者で、同条例第二十三条第一項の規定により、同条例第二十二条の勧告に従わなかつた旨を公表された日から起算して二年を経過しないもの

四 福岡県暴力団排除条例第二十五条第一項第三号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しないもの

五 法人でその役員の中に、第一号、第三号又は前号のいずれかに該当する者があるもの

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第七十五号

福岡県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例

福岡県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例(平成十七年福岡県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「七十分の五十八」を「九十分の五十八」に改める。

第四条第二項中「七十分の十二」を「九十分の三十二」に改める。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(定率交付金と財政健全化交付金との間の流用)

第五条 財政健全化交付金の総額が、前条第一項の規定により交付すべき額の合計額を超えるときは、その超過額は、定率交付金の総額に加算し、同項の規定により交付すべき額の合計額に満たないときは、その不足額は、定率交付金の総額を減額してこれに充てるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五条を第六条とし、第四条の次に一条を加える改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十四年度から平成二十六年度までの各年度における福岡県国民健康保険調整交付金については、改正後の第三条第二項中「九十分の五十八」とあるのは「九十分の七十八」と、改正後の第四条第二項中「九十分の三十二」とあるのは「九十分の十二」とする。

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布す

る。

平成二十四年十二月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第七十六号

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年福岡県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下この款中「法」という。)」に、「授産」を「訓練」に改め、同条第二項の表中「福岡県身体障害者授産指導所」を「福岡県障害者就労支援ホームあけぼの園」に改める。

第十六条の見出しを「(利用資格)」に改め、同条中「施設に入所する」を「施設を利用する」に改め、「で更生の見込みがあるもの」を削り、同条第一号を次のように改める。

一 法第四条第一項に規定する障害者であつて、法第二十二条第八項の規定により障害福祉サービス受給者証の交付を受けたもの

第十六条第三号を削る。

第十八条の見出しを「(利用期間)」に改め、同条中「入所者の入所期間」を「利用者の利用期間」に改める。

第十八条の二第一項第一号を次のように改める。

一 障害者に対する施設入所支援及び施設入所支援以外の施設障害福祉サービスの実施に関する業務

(福岡県身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第二条 福岡県身体障害者リハビリテーションセンター条例(昭和五十五年福岡県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県障害者リハビリテーションセンター条例

第一条中「障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。)」に、「福岡県身体障害者リハビリテーションセンター」を「福岡県障害者リハビリテーションセンター」に改める。

第三条中「身体障害者を入所させて、その更生に必要な治療又は指導を行い、及びその更生に必要な訓練」を「法第五条第十二項に規定する障害者支援施設として、障害者に対して、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービス、短期入所及び必要な治療」に改める。

第五条第一号を次のように改める。

一 障害者に対する施設入所支援、施設入所支援以外の施設障害福祉サービス、短期入所及び必要な治療の実施に関する業務

(福岡県障害者リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第三条 福岡県障害者リハビリテーションセンター条例の一部を次のように改正する。

第三条中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第七十七号

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例等の一部を改正する条例

(議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例の一部改正)

第一条 議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例(昭和四十三年福岡県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第二号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総

合的に支援するための法律」に改める。

第二条 議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例の一部を次のように改正する。

第九条の二第二号中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

(福岡県立粕屋新光園使用料及び手数料条例の一部改正)

第三条 福岡県立粕屋新光園使用料及び手数料条例(昭和二十九年福岡県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第四号及び第二条第一項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(福岡県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正)

第四条 福岡県障害者介護給付費等不服審査会条例(平成十八年福岡県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(福岡県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部改正)

第五条 福岡県障害者自立支援対策臨時特例基金条例(平成十九年福岡県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

福岡県障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第七十八号

福岡県障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条

例の一部を改正する条例

福岡県障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成二十四年福岡県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「指定通所支援」を「指定通所支援等」に改める。

第一条中「の事業、指定障害児入所施設等及び」を「及び基準該当通所支援(以下「指定通所支援等」という。)の事業、指定障害児入所施設等並びに」に改める。

「第一節 指定通所支援の事業」を「第一節 指定通所支援等の事業」に改める。

第三条中「法第二十一条の五の十八第一項」を「法第二十一条の五の四第一項第二号並びに法第二十一条の五の十八第一項」に、「指定通所支援」を「指定通所支援等」に改める。

第九条の次に次の一条を加える。

(暴力団関係者の排除)

第九条の二 指定通所支援等の事業を行う事業所は、その運営について、暴力団関係者の支配を受けてはならない。

2 指定通所支援等の事業を行う事業所の管理者は、暴力団関係者であつてはならない。

3 前二項の「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴力団対策法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下単に「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

二 暴力団対策法第二条第二号に規定する暴力団(以下単に「暴力団」という。)又は暴力団員がその事業活動を支配する者

三 福岡県暴力団排除条例(平成二十一年福岡県条例第五十九号)第十五条第二項、第十七条の三、第十九条第二項又は第二十条第二項の規定に違反した者で、同条例第二十三条第一項の規定により、同条例第二十二條の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して二年を経過しないもの

四 福岡県暴力団排除条例第二十五条第一項第三号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しないもの

五 法人でその役員のうち、第一号、第三号又は前号のいずれかに該当する者があ
るもの

第十条中「指定通所支援」を「指定通所支援等」に改め、「基準は、」の下に「法第
二十一条の五の四第二項及び」を加える。

第十三条中「第九条」の下に「及び第九条の二」を加える。

第十七条の次に次の一条を加える。

(準用)

第十七条の二 第九条の二の規定は、福祉型障害児入所施設等について準用する。

第十九条を次のように改める。

第十九条 法第二十一条の五の十五第二項第一号(法第二十一条の五の十六第四項及び
法第二十四条の九第二項(法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。)

において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人(次に掲げる法人を除く
。)である者とする。

一 その役員等の中に、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しな
い者がある法人

二 暴力団又は暴力団員がその事業活動を支配する法人

三 福岡県暴力団排除条例第十五条第二項、第十七条の三、第十九条第二項又は第
二十条第二項の規定に違反した法人で、同条例第二十三条第一項の規定により、同
条例第二十二条の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して二年を経過し
ないもの

四 その役員等の中に、福岡県暴力団排除条例第十五条第二項、第十七条の三、第
十九条第二項又は第二十条第二項の規定に違反した者で、同条例第二十三条第一項
の規定により、同条例第二十二条の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算
して二年を経過しないものがある法人

五 福岡県暴力団排除条例第二十五条第一項第三号の規定により罰金の刑に処せられ
た法人で、その刑の執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から起算
して五年を経過しないもの

六 その役員等の中に、福岡県暴力団排除条例第二十五条第一項第三号の規定によ
り懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受ける

ことがなくなった日から起算して五年を経過しないものがある法人

2 前項の規定にかかわらず、法第六条の二第三項に規定する医療型児童発達支援(病
院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定の申請の場合における法第
二十一条の五の十五第二項第一号(法第二十一条の五の十六第四項において準用する
場合を含む。)の条例で定める者は、次に掲げる者以外の者とする。

一 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

二 暴力団又は暴力団員がその事業活動を支配する者

三 福岡県暴力団排除条例第十五条第二項、第十七条の三、第十九条第二項又は第
二十条第二項の規定に違反した者で、同条例第二十三条第一項の規定により、同条
例第二十二条の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して二年を経過しな
いもの

四 福岡県暴力団排除条例第二十五条第一項第三号の規定により懲役又は罰金の刑に
処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日か
ら起算して五年を経過しないもの

五 法人でその役員等の中に、第一号、第三号又は前号のいずれかに該当する者が
あるもの

附則

この条例は、公布の日から施行する。

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第七十九号

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部
を改正する条例

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和四十八年福
岡県条例第八号)の一部を次のように改正する。

別表第二の備考4(2)中「第六十六号の二」を「第六十六号の三」に改め、同表の備考

4(7)中「第六十六号の三から第六十六号の七」を「第六十六号の四から第六十六号の八」に改め、同表の備考19(1)中「第六十六号の二、第六十六号の五から第六十六号の七」を「第六十六号の三、第六十六号の六から第六十六号の八」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第八十号

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県建築都市関係手数料条例(平成十二年福岡県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表五の項事務の欄中「又は」を「、」に改め、「通知」の下に「又は都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)第十条第四項の規定による通知(建築物を建築しようとする場合に限る。)」を加え、同項金額の欄中「次の一又は二の金額」を「次の第一号又は第二号の金額(都市の低炭素化の促進に関する法律第十条第四項の規定に係るものであるときは、これらの号の規定にかかわらず、これらの号の規定による金額に百分の五を乗じて得た金額)」に、「三又は四」を「第三号又は第四号」に改め、同欄ただし書第一号中「二に」を「次の第二号に」に改める。

別表六の項事務の欄中「又は」を「若しくは」に改め、「通知」の下に「又は都市の低炭素化の促進に関する法律第十条第四項の規定による通知(昇降機その他の建築設備を建築物に設ける場合又は工作物を築造する場合に限る。)」を加える。

別表七五の項事務の欄中「この表」を「この項から七八の項まで」に改め、同項金額の欄中「規定するものをいう。」の下に「七九の項第一号において同じ。」を加える。別表七八の項の次に次のように加える。

七九	都市の低炭素化の促進	低炭素建築物新築	一	一戸建ての住宅、共同	申請のとき
	に関する法律(以下こ	等計画認定申請手		住宅等(共同住宅、長屋	
	の項及び次項において	敷料		その他の一戸建ての住宅	

「法」という。)第五十三条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査

申請のとき

以外の住宅であつて人の居住の用に供する部分(住戸部分及び住宅の共用部分(共同住宅の共用廊下、共用階段その他の知事が認める部分)をいう。以下この項及び次項において同じ。)をいう。以下この項及び次項において同じ。)以外の部分を有しないものをいう。以下この項及び次項において同じ。)又は一戸建ての住宅若しくは共同住宅等と非住宅(人の居住の用に供する部分を有しない建築物をいう。以下この項及び次項において同じ。)との複合建築物の住戸のみの認定の申請の場合(第四号の場合を除く。)

次に掲げる認定の申請に係る住戸の数の合計の区分に応じそれぞれ次に定める金額(この号の申請と併せて第二号又は第三号に掲げる申請が行われる場合には、零円)

イ 一戸
一件につき
四〇、〇〇〇円

(適合証(低炭素建築物新築等計画が法第五十四条第一項各号(法

第五十五条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを登録住宅性能評価機関、指定確認検査機関（建築基準法第七十七条の二十一第一項に規定するものをいう。）又は登録建築物調査機関（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条に規定するものをいう。）が証明した書類をいう。以下この項及び次項において同じ。）の提出があるときは、五、〇〇〇円

ロ 一戸を超え、五戸以内
一件につき
八一、〇〇〇円
（適合証の提出があるときは、一一、〇〇〇円）

ハ 五戸を超え、十戸以内
一件につき
一一四、〇〇〇円
（適合証の提出があるときは、一八、〇〇〇円）

ニ 十戸を超え、二十五戸以内
一件につき
一六〇、〇〇〇円
（適合証の提出があるときは、三一、〇〇〇円）

ホ 二十五戸を超え、五十戸以内
一件につき
二三一、〇〇〇円
（適合証の提出があるときは、五二、〇〇〇円）

ヘ 五十戸を超え、百戸以内
一件につき
三三一、〇〇〇円
（適合証の提出があるときは、九四、〇〇〇円）

ト 百戸を超え、二百戸以内
一件につき
四四八、〇〇〇円
（適合証の提出があるときは、一四九、〇〇〇円）

チ 二百戸を超え、三百戸以内
一件につき
五八八、〇〇〇円
（適合証の提出があるときは、一八九、〇〇〇円）

リ 三百戸を超えるとき

一件につき

六九一、〇〇〇円

(適合証の提出がある

ときは、二〇一、〇〇〇

円)

二 共同住宅等の住棟全体

の認定の申請の場合(第

四号の場合を除く。)

当該認定の申請に係る住

戸の数の合計を前号の認

定の申請に係る住戸の数

の合計とみなして前号の

規定を適用して得た金額

に、次に掲げる住宅の共

用部分の面積の合計の区

分に応じそれぞれ次に定

める金額を加算した額

イ 三百平方メートル以

内

一件につき

一一八、〇〇〇円

(適合証の提出がある

ときは、一一、〇〇〇

円)

ロ 三百平方メートルを

超え、二千平方メー

トル以内

一件につき

二二二、〇〇〇円

(適合証の提出がある

ときは、三一、〇〇〇

円)

ハ 二千平方メートルを

超え、五千平方メー

ル以内

一件につき

三三〇、〇〇〇円

(適合証の提出がある

ときは、九四、〇〇〇

円)

二 五千平方メートルを

超え、一万平方メー

トル以内

一件につき

四二四、〇〇〇円

(適合証の提出がある

ときは、一四九、〇〇

〇円)

ホ 一万平方メートルを

超え、二万五千平方メ

ートル以内

一件につき

五〇七、〇〇〇円

(適合証の提出がある

ときは、一八九、〇〇

〇円)

ヘ 二万五千平方メー

トルを超えるとき

一件につき

五九〇、〇〇〇円

(適合証の提出がある

ときは、二三六、〇〇

〇円)

三 非住宅の部分有する

建築物の全体の認定の申

請の場合(次号の場合を

除く。)

当該建築物の住戸の数の

合計を前号の認定の申請

に係る住戸の数の合計と、当該建築物の住宅の共用部分の面積の合計を前号の住宅の共用部分の面積の合計とそれぞれみなして前号の規定を適用して得た金額（一戸建ての住宅に非住宅が併設されている場合は、当該建築物の住戸の数の合計を第一号の認定の申請に係る住戸の数の合計とみなして同号の規定を適用して得た金額）に、次に掲げる非住宅の部分の面積の合計の区分に応じそれぞれ次に定める金額（非住宅の部分に関する外皮の評価を要さない場合は、その面積の合計を前号の住宅の共用部分の面積の合計と、当該建築物の住戸の数の合計を前号の認定の申請に係る住戸の数の合計とそれぞれみなして前号の規定を適用して得た金額から、当該建築物の住戸の数の合計を第一号の認定の申請に係る住戸の数の合計とみなして同号の規定を適用して得た金額を除いた金額）を加算した額

イ 三百平方メートル以内

一件につき
二八四、〇〇〇円
（適合証の提出があるときは、一一、〇〇〇円）

ロ 三百平方メートルを超え、二千平方メートル以内
一件につき
四五二、〇〇〇円
（適合証の提出があるときは、三一、〇〇〇円）

ハ 二千平方メートルを超え、五千平方メートル以内
一件につき
六四四、〇〇〇円
（適合証の提出があるときは、九四、〇〇〇円）

ニ 五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内
一件につき
七九〇、〇〇〇円
（適合証の提出があるときは、一四九、〇〇〇円）

ホ 一万平方メートルを超え、二万五千平方メートル以内
一件につき
九三一、〇〇〇円
（適合証の提出がある

八〇	<p>法第五十五条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の申請に対する審査</p> <p>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>ときは、一八九、〇〇〇円）</p> <p>へ 二万五千平方メートルを超えるとき</p> <p>一件につき</p> <p>一、〇六三、〇〇〇円</p> <p>（適合証の提出があるときは、二三六、〇〇〇円）</p> <p>四 法第五十四条第二項の規定による申出がある場合</p> <p>前各号の規定による金額に、五の項及び六の項の規定による金額を加算した金額。この場合において、五の項ただし書第一号及び第二号の規定による金額は、これらの号の規定にかかわらず、これらの号の規定による金額に百分の百五を乗じて得た金額とする。</p>	申請のとき
<p>一 一戸建ての住宅、共同住宅等又は一戸建ての住宅若しくは共同住宅等と非住宅との複合建築物の住戸のみの変更の認定の申請の場合（第四号の場合を除く。）</p> <p>当該変更に係る住戸の数の合計を前項第一号の認定の申請に係る住戸の数の合計とみなして同号の規定を適用して得た金額</p>	<p>を二で除して得た金額（この号の申請と併せて第二号又は第三号に掲げる申請が行われる場合には、零円）</p> <p>二 共同住宅等の住棟全体の変更の認定の申請の場合（第四号の場合を除く。）</p> <p>当該変更に係る住戸の数の合計を前項第二号の認定の申請に係る住戸の数の合計と、当該変更の認定の申請に係る住戸の共用部分（当該部分に係る変更がない場合は、当該</p>	<p>三 非住宅の部分に有する建築物の全体の変更の認定の申請の場合（次号の場合を除く。）</p> <p>当該変更に係る住戸の数の合計を前項第三号の認定の申請に係る住戸の数の合計と、当該変更の認定の申請に係る住戸の共用部分（当該部分に係る変更がない場合は、当該</p>	

	<p>部分は、ないものとみなす。）の面積の合計を同号の認定の申請に係る住宅の共用部分の面積の合計と、当該変更の認定の申請に係る非住宅の部分（当該部分に係る変更がない場合は、当該部分はないものとみなす。）の面積の合計を同号の認定の申請に係る非住宅部分の面積の合計とそれぞれみなして同号の規定を適用して得た金額を二で除して得た金額</p> <p>四 法第五十五条第二項において準用する法第五十四条第二項の規定による申出がある場合前各号の規定による金額に、五の項及び六の項の規定による金額を加算した金額。この場合において、五の項ただし書第一号及び第二号の規定による金額は、これらの号の規定にかかわらず、これらの号の規定による金額に百分の百五を乗じて得た金額とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第八十一号

福岡県営住宅条例の一部を改正する条例

福岡県営住宅条例（平成九年福岡県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第二章 県営住宅の設置（第三条）」

「第二章 県営住宅の設置（第三条）」

第二章の二 県営住宅等の整備基準

第一節 総則（第三条の二―第三条の五）

第二節 敷地の基準（第三条の六・第三条の七）

第三節 県営住宅等の基準

第一款 県営住宅の基準（第三条の八―第三条の十三）

第二款 共同施設の基準（第三条の十四―第三条の十八）」

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 県営住宅等の整備基準

第一節 総則

（通則）

第三条の二 法第五条第一項及び第二項の条例で定める整備基準は、次条から第三条の十八までに定めるとおりとする。

（健全な地域社会の形成）

第三条の三 県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。

（良好な居住環境の確保）

第三条の四 県営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。

（費用の縮減への配慮）

第三条の五 県営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管

理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

第二節 敷地の基準

(位置の選定)

第三条の六 県営住宅等の敷地(以下「敷地」という。)の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

(敷地の安全等)

第三条の七 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置その他の安全上必要な措置が講じられていなければならない。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。

第三節 県営住宅等の基準

第一款 県営住宅の基準

(住棟等の基準)

第三条の八 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

(住宅の基準)

第三条の九 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。

2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

4 住宅の構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。次項において同じ。)及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措

置が講じられていなければならない。

5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置が講じられていなければならない。

(住戸の基準)

第三条の十 県営住宅の一戸の床面積の合計(共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。)は、二十五平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

2 県営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同様以上の居住環境が確保される場合にあつては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

3 県営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置が講じられていなければならない。

(住戸内の各部)

第三条の十一 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置が講じられていなければならない。

(共用部分)

第三条の十二 県営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

(附帯施設)

第三条の十三 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場その他の附帯施設が設けられていなければならない。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。

第二款 共同施設の基準

(児童遊園)

第三条の十四 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び利用者の安全を確保した適切なものでなければならぬ。

(集会所)

第三条の十五 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならぬ。

(広場及び緑地)

第三条の十六 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するよう考慮されたものでなければならぬ。

(通路)

第三条の十七 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならぬ。

2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助すり又は傾斜路が設けられていなければならない。

(駐車場)

第三条の十八 駐車場の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、入居者の利便及び安全を確保した適切なものでなければならぬ。

第六条第一項中「老人、」を「高齢者、」に、「老人等」を「高齢者等」に改め、「第二十一条」の下に「又は福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第二十一条」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 その者の収入が次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 二十一万四千元

(1) 入居者又は同居者に障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者でその障害の程度が、身体障害にあつては第二項第二号イに規定する程度、精神障害にあつては精神保健及び精神障害者福祉に関する

法律施行令（昭和二十五政令第五十五号）第六条第三項に規定する一級又は二級に該当する程度、知的障害にあつては当該程度に相当する程度であるものがある場合

(2) 入居者又は同居者に次項第三号、第四号、第六号又は第七号に掲げる者があつてある場合

(3) 入居者が六十歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが六十歳以上の者又は十八歳未満の者である場合

(4) 同居者に十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者があつてある場合

(5) 入居者及び入居の際の同居者である配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下「事実婚者」という。）の年齢の合計が八十歳以下であり、かつ、その婚姻の届出の日（配偶者が事実婚者である場合は、その同居を開始した日）から一年以内の者である場合

ロ 県営住宅が、法第八条第一項若しくは第三項若しくは激甚災害^{じん}に対処するため特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第二十二条第一項の規定による国の補助に係るもの又は法第八条第一項各号のいずれかに該当する場合において知事が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 二十一万四千元（当該災害の発生の日から三年を経過した後は、十五万八千元）

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 十五万八千元

第六条第二項第二号中「（昭和四十五年法律第八十四号）」を削り、同号ロ中「（昭和二十五年政令第五十五号）」を削る。

第七条第二項中「法第八条第一項若しくは第三項若しくは激甚災害^{じん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第二十二条第一項の規定による国の補助に係る県営住宅又は法第八条第一項各号のいずれかに該当する場合において知事が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる」を「第六条第一項第二号ロに規定する場合の」に、「老人等」を「高齢者等」に改める。

第九条第二項中「老人」を「高齢者」に改める。

第十二条を次のように改める。

(同居の承認)

第十二条 県営住宅の入居者は、当該県営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を

同居させようとするときは、知事の承認を得なければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしてはならない。

一 当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が第六条第一項第二号に規定する金額を超える場合

二 当該入居者が第四十一条第一号から第六号までのいずれかに該当する場合

三 当該承認により同居させようとする者が暴力団員である場合

3 知事は、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、前項(第三号を除く。)の規定にかかわらず、第一項の規定による承認をすることができる。

附則に次の二項を加える。

(入居者資格に関する経過措置)

11 平成二十八年三月三十一日までの間は、平成十八年四月一日前に五十歳以上である者は、第六条第二項第一号に該当する者とみなす。

12 平成二十八年三月三十一日までの間は、入居者が平成十八年四月一日前に五十歳以上である者であり、かつ、同居者のいずれもが十八歳未満の者又は同日前に五十歳以上の者である場合は、第六条第一項第二号イ(3)に該当する場合とみなす。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 施行の日前に県営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る入居者の資格については、改正後の第六条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正後の第六条第一項第二号イ(5)の規定は、平成二十五年四月一日以降に入居の申込みをする者について適用する。